

月形町起業家等育成支援事業委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月27日

月形町長 上 坂 隆 一

月形町告示第14号

1 業務委託の内容

(1) 業務名称

令和7年度月形町起業家等育成支援事業委託業務

(2) 業務内容

月形町起業家等育成支援事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年2月28日

(4) 事業費限度額

1,203,000円（消費税及び地方消費税含む）以内

2 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(1) 民間事業者であって、国・地方公共団体ではないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 月形町から指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

(5) 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。

(6) 月形町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年6月20日施行）に該当しない者であること。

(7) 本事業に類する事業を過去3年間に実施した者であること。

3 業務委託者選考スケジュール

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

・参加申請受付期間	令和7年7月1日（火）～10日（木）
・質疑受付期間	令和7年7月1日（火）～10日（木）
・資格審査結果通知・質疑回答期日	令和7年7月15日（火）
・提案書提出期限	令和7年7月23日（水）

- ・提案内容のプレゼンテーション等 令和7年8月7日（木）
- ・事業者決定・通知 令和7年8月中旬

4 審査基準及び選考方法

企画提案書プレゼンテーション等に基づき、比較・検討のうえ審査基準、見積額など各方面から総合的に審査を行う。審査で評価点の最も高い事業者の本優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点事業者と交渉する。

各評価内容の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補事業者を選定しない。

5 その他留意事項

- （１）本業務の企画提案に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- （２）提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- （３）提出書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、月形町が承諾したものについてはこの限りではない。
- （４）提出された書類は、一切返却しない。
- （５）提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案の参加を無効とする。
- （６）企画提案書等は、業者選考業務等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- （７）本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。
- （８）詳細は、令和7年度月形町起業家等育成支援事業委託業務公募型プロポーザル実施要領による。

6 参加申し込み・問い合わせ先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町企画振興課商工観光係

電話番号：0126-53-2325（内線261）

メールアドレス shoko@town.tsukigata.hokkaido.jp